

定期監査及び財政援助団体等監査実施方針

【監査機能の一層の充実強化をめざして】

平成 31 年（2019 年）3 月 29 日監査委員決定

【平成 31 年（2019 年）4 月 1 日施行】

【目 的】

この方針は、地方公共団体の自己決定権の拡大に対応して地方行政の自主性、自律性の推進が求められる中、監査の役割が一層重要性を増していることを踏まえ、本市監査機能の一層の充実・強化を図るため、監査等のうち重要な位置を占める定期監査及び財政援助団体等監査に関して、「八王子市監査基準」に基づく年間監査計画の策定及び当該監査実施計画における監査項目の選定等の指針として定め、各計画に基づき効率的・効果的な監査を実施し、もって監査責任を果たすことを目的とする。

【定期監査】

(1) 実施方針

地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に則り、一会計年度の財務に関する事務（財務事務）等に関する監査を、次により期日を定めて実施する。

○監査項目選定の基準

① 監査リスクの高い事務を優先

監査項目は、財務事務監査の観点から重要であって、監査リスクの高い事務を優先的に選定して監査を行う。

更に、直近の監査（包括外部監査を含む。）における指摘事項・意見要望事項、国・都の監査実績の有無を斟酌して絞り込む。

※ 監査リスクとは

監査の結果、虚偽の表示（事実）を見逃し、誤った監査結果を出してしまう危険性をいう。

対象事務の属性としての①固有リスク、②内部統制により防止・発見・是正されないリスク、③監査手続固有のリスクがその要素となっている。

高 ← (優先度) → 低
(金額大・危険大・内部統制弱) (直近監査・国都監査有)

② 先行行為（事務）にも踏み込んだ監査の実施

近年、効率的で無駄のない市行財政運営が一層求められていることに鑑み、監査項目とする事務は、財務に関する事務にとどまらず、引き続き当該財務事務に密接に関連する先行行為（事務）等も含める。

○着眼点の採用基準

着眼点については、監査基準「別項」に定める着眼点のうちから適宜選択するとともに、必要に応じて先行行為に関する着眼点を追加する。

○復命書（監査調書）の様式化

監査実績の蓄積を有効に活用するため、監査基準第5条第5号に定める復命書（監査調書）を様式化し、使用する。

(2) 監査サイクル等

① 監査のサイクル

法が定める定期監査の趣旨によれば、一会計年度に全所管の監査を目指すべきところではあるが、監査対象項目に先行行為を含めること、及び現行の事務局の体制を踏まえて、3年サイクルで全所管を監査するものとする。

② 監査計画の策定

①に掲げる3年サイクルの監査を着実に推進するため、毎年度、全所管に対する監査計画を策定し、この計画に基づき年間監査計画を策定するものとする。

③ 会計年度に対応した監査の実施

事務事業を一貫して十分に検証するため、一会計年度の財務執行を1単位とした監査実施期間とする。

(3) 事務局の執行体制

事務局の執行体制については、監査の精度を高めるために、班体制を採用することとし、監査対象部を事業の内容、性質及び事務処理量等を考慮してグループに分け、各班は担当するグループにつき、日常的に情報（監査調書、事務フローチャート、事務概要等）を収集・蓄積し、調査・研究を実施する。

なお、班編成については、監査事務局長が別に定めるものとする。

【財政援助団体等監査】

(1) 実施方針

財政援助団体等に対する監査は、監査事務量を勘案し、次の方法で実施する。

- ① 外郭団体（学園都市文化ふれあい財団、まちづくり公社、社会福祉協議会、観光コンベンション協会、職員互助会、シルバー人材センター、勤労者福祉サービスセンター）への出資金、指定管理、補助金等に係る監査は、当該外郭団体ごとにこれらを統合して監査を実施する。
- ② ①以外で多数の指定管理者、財政援助団体（概ね200万円以上の補助金等の交付団体）を所管する部については、個別に財政援助団体等監査として実施する。
- ③ ①、②以外の財政援助団体に対する監査は、当該団体を所管する部の定期監査に併せ、実施する。

(2) 監査サイクル等

① 監査のサイクル

監査のサイクルは、市との関係、財政援助等の性格に鑑み次のとおりとする。

ア 外郭団体（指定管理業務を含む。）	5年に1回
イ 財政援助団体	7～8年に1回
ウ 指定管理者（アを除く。）	5年に1回

② 監査計画の策定

①に掲げるサイクルによる監査を着実に推進するため、毎年度、8か年計画を策定し、同計画に基づき年間監査計画を策定するものとする。

【指摘した事項の取組状況の確認】

(1) 目的

法第199条第12項の規定では、長等は、監査結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされており、これを受け、平成18年（2006年）10月には講評時留意事項等の当該規定の対象とならない指摘事項に対する措置についても同様に扱うよう監査事務局長から各所管に対して通知しているところである。

一方、平成23年度（2011年度）に実施した行政監査報告書では、指摘事項の実効性を高めるには、迅速な措置を図るべきであり、また、意見要望事項については、措置や改善等の決定までに一定の時間を要する事例も考慮し、概ね2年以内を目安に措置等を図ることが望ましいとの意見が付されている。

しかし、現状においては、長期にわたって措置が講じられていない事案が存在することから、措置を講じていない所管に対して、指摘した事項への取組状況を調査し、事務処理の適正化を図るものとする。

(2) 実施方法

迅速な対応が求められる指摘事項に対し、措置や改善等の決定までに時間を要する意見要望事項は、組織体制や状況の変化に応じて所管との調整が必要な場合もあることから、指摘事項と意見要望事項を分けて取組状況を調査するものとする。

ア 指摘事項

毎年、実施時期を定め、現在までの取組状況、今後の取組予定、及び措置の時期（未定の場合は、その理由）について、所管に照会する。

イ 意見要望事項

毎年、実施時期を定め、あらかじめ状況を報告し、監査委員の意見を徴した上で、現在までの取組状況、今後の取組予定、及び措置の時期（未定の場合は、その理由）を所管に照会し、必要に応じて措置の方向性をヒアリングする。

(参考) 平成 23 年度 (2011 年度) 行政監査報告書 (抜粋)

措置時期

指摘後、所管の検討期間が長く継続したため、指摘した時点と現在では指摘の内容も効果も薄れてしまった事例が見受けられた。指摘した事項の実効性を高めるためには、迅速に措置の対応を図るべきである。また、「意見要望事項」については措置改善等の決定まで一定の時間を要する場合もあることから、概ね2年以内を目安に措置を図ることが望ましいといえる。

【検証・見直し】

本方針は、毎年度検証し、必要に応じて見直すものとする。